第一項の表一九〇の項を次のように改める。

190	削除

第一項の表二〇三の項を次のように改める。

203	削除

第一項の表二一七の項を次のように改める。

217	削除

第三項の表一の項を次のように改める。

2	(1)　宮城県仙台市青葉区二日町9－15　(93.70) (2)　宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉694－2　(245.00)	北緯38度16分11秒東経140度51分57秒の地点と北緯38度15分24秒東経140度50分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度15分16秒東経140度50分12秒の地点と北緯38度15分04秒東経140度49分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

二十六　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項中「(58.70)」を「(53.70)」に、「(267.00)」を「(262.00)」に改め、同表四の項中「(58.50)」を「(53.50)」に、「(679.60)」を「(671.60)」に改める。

二十七　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四一の項を次のように改める。

41	(1)　福岡県直方市殿町6－14　(58.00) (2)　福岡県田川市千代町6－8　(102.00)	北緯33度44分44秒東経130度43分45秒の地点と北緯33度43分51秒東経130度44分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度43分47秒東経130度44分25秒の地点と北緯33度43分00秒東経130度44分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度42分58秒東経130度44分59秒の地点と北緯33度42分07秒東経130度45分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度41分38秒東経130度45分56秒の地点と北緯33度40分12秒東経130度46分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度40分10秒東経130度46分59秒の地点と北緯33度39分54秒東経130度47分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度39分42秒東経130度47分19秒の地点と北緯33度39分26秒東経130度47分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度39分10秒東経130度47分41秒の地点と北緯33度38分35秒東経130度48分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

第一項の表四六の項中「(57.40)」を「(57.00)」に、「(54.20)」を「(54.00)」に、「北緯33度18分29秒東経130度19分05秒」を「北緯33度18分29秒東経130度18分59秒」に、「北緯33度18分35秒東経130度20分22秒」を「北緯33度18分36秒東経130度20分21秒」に、「北緯33度18分45秒東経130度22分33秒」を「北緯33度18分47秒東経130度22分31秒」に改め、同表四七の項を次のように改める。

47	削除

第一項の表五〇の項を次のように改める。

50	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

52	削除

第一項の表六〇の項中「2772－1」を「2771－3」に、「(50.30)」を「(49.00)」に、「(59.20)」を「(59.00)」に、「北緯32度32分02秒東経130度36分11秒」を「北緯32度32分04秒東経130度36分11秒」に、「北緯32度30分19秒東経130度36分09秒」を「北緯32度30分20秒東経130度36分09秒」に改める。

二十八　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五四の項中「4201－2」を「4200－3」に改める。

二十九　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表一五の項から一九の項までを次のように改める。

15	削除
16	削除
17	削除
18	削除
19	削除

第四項の表六五の項及び六六の項を次のように改める。

65	削除
66	削除

第四項の表一一八の項中「(717.00)」を「(720.00)」に、「北緯33度39分44秒東経132度43分37秒」を「北緯33度39分43秒東経132度43分37秒」に、「北緯33度13分24秒東経132度39分26秒」を「北緯33度13分26秒東経132度39分27秒」に改め、同表一一九の項中「(717.00)」を「(720.00)」に、「北緯33度14分48秒東経132度41分09秒」を「北緯33度14分46秒東経132度41分07秒」に、「北緯33度13分23秒東経132度39分27秒」を「北緯33度13分25秒東経132度39分29秒」に改め、同表一五〇の項及び一五一の項中「(180.00)」を「(176.40)」に改め、同表一五二の項中「三ツヶ峯」を「三ツケ峯」に、「(77.00)」を「(76.90)」に、「北緯34度19分41秒東経133度56分03秒」を「北緯34度19分41秒東経133度56分04秒」に、「北緯34度18分57秒東経133度50分17秒」を「北緯34度18分57秒東経133度50分18秒」に改め、同表一五三の項中「(77.00)」を「(76.90)」に改める。

三十　平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

4	削除